

京都市告示第 92 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年4月20日

京都市長 門川大作

道路の種類                    市道  
供用開始の期日                告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
久世142号線	南区久世大藪町196番地の10地先から 同町194番地の5地先まで	メートル 56.80	メートル 6.00 ~ 11.00
石田経32号線	伏見区石田森南町14番地の13地先から 同町14番地の3地先まで	97.10	6.00 ~ 11.70
醍醐緯220号線	伏見区醍醐切レ戸町11番地の21地先から 同町14番地の11地先まで	89.30	6.00 ~ 10.70

(建設局土木管理部道路明示課)